

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銀行への出資額） 第二条の二 （略）</p>	<p>（銀行への出資額） 第二条の二 （略）</p>
<p>2 3 12 （略）</p>	<p>2 3 12 （略）</p>
<p>13 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十四億四千四百十万ドルの範囲内において、出資することができる。</p>	<p>13 （新設）</p>
<p>（証券による基金への出資） 第五条 （略）</p>	<p>（証券による基金への出資） 第五条 （略）</p>
<p>2 3 4 （略）</p>	<p>2 3 4 （略）</p>
<p>5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面金額と同額とする。</p>	<p>5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面百円につき百円とする。</p>

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資するアメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、本邦通貨に代えてその一部を本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ出資することができる。

257 (略)

(寄託所の指定)

第十四条 政府は、国際通貨基金協定第十三条第二項並びに国際復興開発銀行協定第二条第三項(b)並びに第五条第十一項(a)及び第十二項の規定に従い、基金及び銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定する。この場合においては、日本銀行は、日本銀行法第四十三条第一項の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する当該資産の寄託所としての業務を行うものとする。

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

257 (略)

(寄託所の指定)

第十四条 政府は、国際通貨基金協定第十三条第二項及び国際復興開発銀行協定第五条第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨(基金通貨代用証券及び国債を含む。以下この条において同じ。)の寄託所として日本銀行を指定する。この場合においては、日本銀行は、日本銀行法第四十三条第一項の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

○ 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(国債による出資等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「国際金融公社」と読み替えるものとする。</p>	<p>(国債による出資等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と読み替えるものとする。</p>